青函圏　台湾ブロガー招請業務プロポーザル　仕様書

１　目的

今年７月に，台湾エバー航空の定期便が青森空港に就航したことから，今後青森県内への台湾観光客が増加するものと思われる。また，平成２４年度に台北－函館間の定期便が就航して以来，函館市においては，２０万人を超える観光客が台湾から訪れていることから，台湾のブロガーを通じて台湾エリア内に対して，青函４市の魅力をはじめ，周遊コースの紹介等をすることで，より一層の青函圏域への誘客促進を図ることを目的とする。

２　業務の名称

青函圏　台湾ブロガー招請業務

３　業務の期間

契約締結の日から令和２年３月３１日まで。

※　上記期間は最長期間であり，実際の契約期間は契約締結に向けた協議の中で決定する。

４　業務の内容

本業務の目的を達成するための，ブロガーの選定，ブロガーとの交渉，招請に係る旅行手配，招請時におけるコーディネート，撮影許可，ブログへ記事掲載の確認など，招請およびブログでの情報発信に係る諸手続，諸調整全てを含むこととする。

なお，招請に係る条件は，次のとおりとする。

（１）招請時期および回数

令和元年１０月下旬に１回

（２）招請者に係る条件

ア　旅行に特化したブロガーであること。

イ　２名以上を招請すること。

ウ　１日当たりの平均閲覧数が２０，０００ＰＶ以上に該当するブロガーであること。（当該ＰＶは招請人数の合計で超えていればよい。）

※　例えば，ブロガーＡ（１日平均１０，０００ＰＶ）およびブロガーＢ（１日平均２０，０００ＰＶ）であれば条件を満たすものこととなる。

（３）情報発信に係る条件（記事に関する条件）

招請者１名につき，４記事（各市１記事）以上とすること。

（４）招請行程に係る条件

ア　青森空港 in，函館空港 out の行程とすること。

イ　各市において，景観や食，体験などを紹介できる行程とすること。

ウ　各市において，必ず宿泊すること。

（５）その他留意事項等

ア　招請期間中においては，添乗員（コーディネーター）および通訳を随行させせること。ただし，添乗員兼通訳を兼務できる場合は１名でも構わない。

イ　海外在住者を招請する場合は，インバウンド保険に加入すること。

ウ　本仕様書は，大要を示すものであることから，業務上当然に含まれるものについては，本仕様書に明記されていない事項であっても実施すること。

（６）実績報告書の記載事項等

ア　業務の概要

イ　撮影行程

ウ　招請ブロガーの概要

エ　招請時の様子がわかる画像

オ　記事の配信状況

カ　記事全文（日本語に翻訳すること。）

キ　その他必要となる事項

（７）特記事項

ア　本業務履行にあたり疑義が生じた場合は，委託者および受託者双方の協議により処理するものとする。

イ　本業務遂行にあたり必要がある場合は，相互調整のため打合せを行うものとする。

ウ　本業務の遂行に伴う打合せ，資料，計画等の内容については，外部に公表しないこと。